



浪江町 復興まちづくり計画

概 要 版

平成26年3月

浪江町

復興まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」）とは

計画書
P1

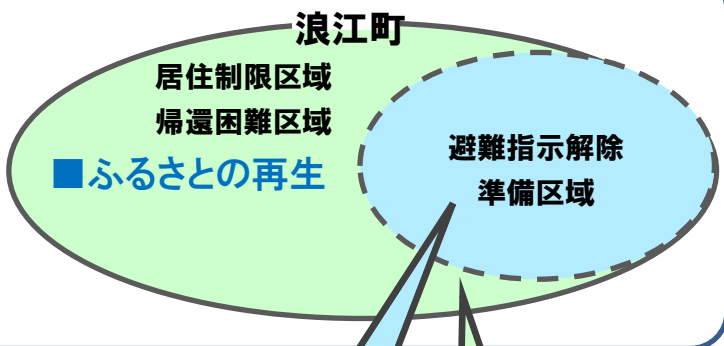
復興まちづくり計画は、復興計画【第一次】に基づいて、避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めたものです。

復興計画【第一次】

■避難期の生活再建

■町外コミュニティ整備

■ふるさとの再生



復興まちづくり計画

避難指示解除に向けたまちづくり方針

避難指示解除以降のまちづくり方針

中期(～H29.3)

長期(～H33.3)

※避難指示の解除想定時期は、復興計画【第一次】のとおり平成29年3月です。

<解説> 「復興計画【第一次】」と「まちづくり計画」

現在、復興計画【第一次】に基づき、「避難期の生活再建」、「町外コミュニティ整備」、「ふるさとの再生」に関する取組みが進められています。

まちづくり計画は、復興計画【第一次】において示された「ふるさとの再生」の方向性をより具体化するものとして策定します。

復興計画に定めるもの

避難期の生活再建

- ・健康管理の強化と徹底
- ・損害対策の充実
- ・町民の“絆”の維持
- ・働く場の確保
- ・仮設・借上げ住宅の環境改善
- ・伝統文化の復興 など

ふるさとの再生

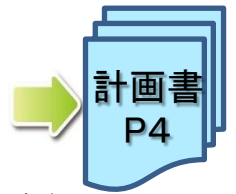
- ・除染と放射線管理
- ・インフラ復旧
- ・津波被災地の復興
- ・働く場の確保
- ・仮設・借上げ住宅の環境改善
- ・まちづくり計画の策定 など

町外コミュニティの整備

具体化

まちづくり計画の
定める範囲

復興まちづくりにあたっての前提



安全・安心なまちを目指す大前提となる課題が解決されていません。
以下に、最優先に解決すべき課題を示します。

- ① 除染による放射線量の低下や放射線管理、食品安全管理、健康管理、情報連絡体制の整備などにより、放射線に対して安心して生活できる環境が作られていること
- ② 生活再建に向けた賠償の問題が解決していること
- ③ 福島第一原発事故の収束及び廃炉作業にあたり、詳細な放射線モニタリングとその結果の公表、作業リスクを事前に知らせたりするなど、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制が確立されていること

復興まちづくりの4つの目標



みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち

ふるさとを取り戻す第一歩として、まずは町内の復興拠点※で安心して暮らせる環境をつくります。

みんながつながるまち

町内外で暮らす全ての町民が、つながり続けることができるまちを目指します。

双葉郡北部の復興拠点を担うまち

双葉郡の北側の玄関口として、双葉郡の復興拠点※となるまちを目指します。

未来に向けて希望のあるまち

浪江らしさを大切にしながら、発展性のある魅力的なまちを目指します。

※復興拠点とは、復興の足場を築く場所

復興まちづくりにあたっては、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じて段階的に進めていきます。

まちづくり計画では、整備を進めるうえでの想定世帯数と居住人口を、住民意向調査の結果を考慮し2,500世帯(5,000人)と設定しています。

段階的なまちづくりのイメージ

復興拠点を足がかりに
段階的に整備地域を拡大

帰還困難区域

居住制限区域

避難指示解除
準備区域

<浪江町全体の復興拠点>

ふるさと再生の第一歩を踏み出す場所として、集中的に復旧・整備します。

当面は浪江町の一部地域ですが、全ての町民を対象とした生活やなりわい、ふるさとを感じる場所として、浪江町全体の復興のために重要な地域です。

<復興拠点の中心>

利便性を考慮し、生活に必要な施設などを集約して整備する地域です。当面は、国道6号と浪江町役場周辺を中心に位置付け、段階的に拡大していきます。

<まちづくり計画で想定する居住者像>

- ① 自宅や復興公営住宅等へ居住する方
- ② 避難先と自宅を行き来する方
- ③ 復旧・廃炉・除染作業のために町内に居住する方
- ④ 近隣市町村の方で浪江町への居住を希望する方
- ⑤ Iターン等で浪江町への居住を希望する方

復興まちづくりの考え方

① 避難指示解除に向けた取組み（平成29年3月まで）

- ・「浪江町全体の復興拠点」や「復興拠点の中心」の整備
避難指示解除準備区域を集中してインフラ等を復旧・整備するとともに、利便性を確保しながら町内での生活がスタートできる環境をつくります。
- ・安心して生活できる環境づくり
放射線による健康被害の未然防止、放射線モニタリング、原発作業に伴うリスクの事前公表など、放射線に対して安心して生活できる環境をつくります。
- ・その他、町内での一時滞在が可能な施設や廃炉作業の拠点、避難指示解除準備区域以外の整備・景観維持等も安全を確保したうえで推進します。

② 避難指示解除後の取組み（平成29年3月以降）

- ・復興拠点を足がかりに、居住制限、帰還困難区域までインフラ等の復旧・整備地域を拡大し、生活関連サービスの充実、魅力的なまちづくりに向けた取組みを推進します。

その他まちづくりに関する考え方

① 低線量地域の整備の考え方

- ・「浪江町全体の復興拠点」や「復興拠点の中心」の整備を進めるとともに、福島第一原子力発電所にアクセスが容易な地域に、廃炉に向けた研究機関・施設や作業拠点の設置を進めます。

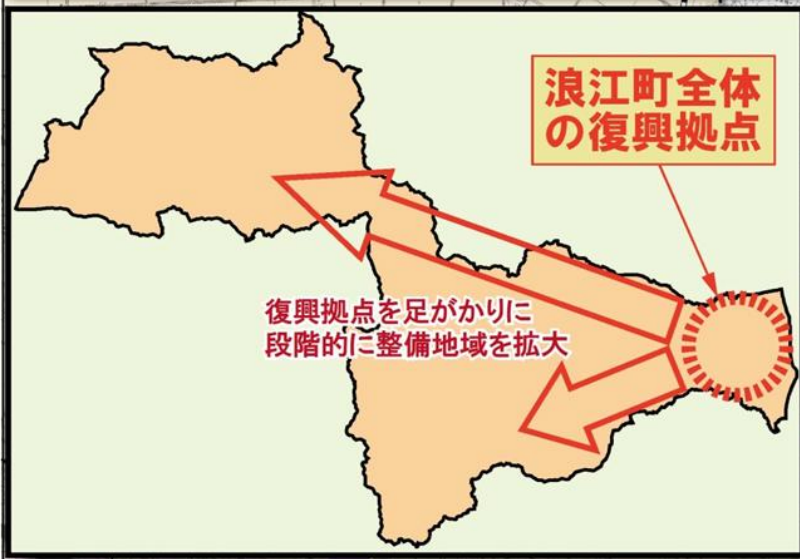
② 既存中心市街地の考え方

- ・魅力的な中心市街地は浪江町の復興に欠かすことができません。今後、建物被害や利用意向を把握しながら整備方針を決定していきます。

③ 津波被災地域復興との一体的推進

- ・津波被災地域の復興に向け、まちづくり計画と一体的に推進していきます。

帰還開始時におけるまちづくりイメージ図



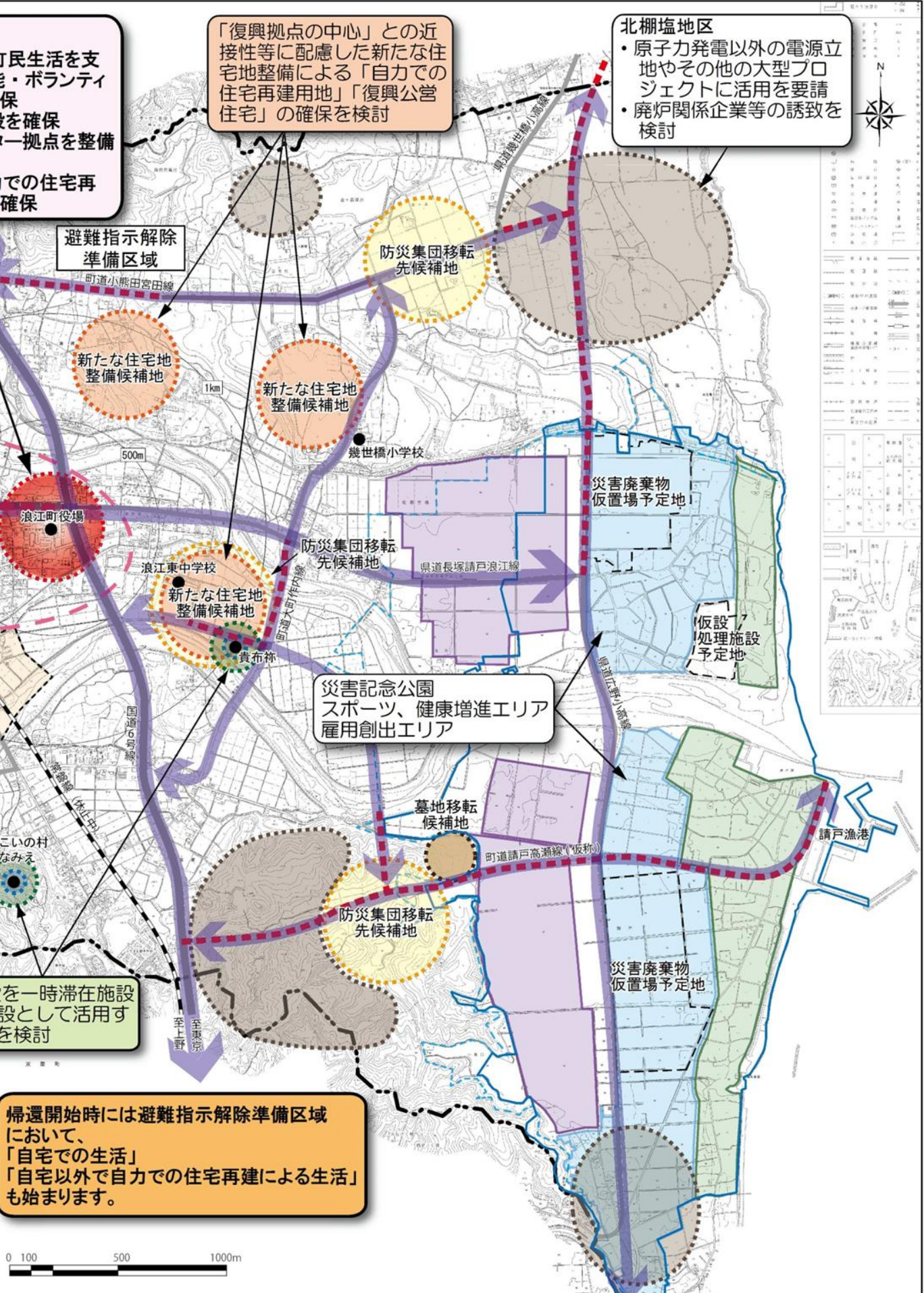
- 復興拠点の中心**
- ・ 役場を中心に帰還開始時の町える生活利便施設・交流機能ア拠点等の機能を集約して確
 - ・ 町営診療所等による医療施設
 - ・ 介護・福祉等の一体型センタ
 - ・ 仮設商店街を整備
 - ・ 空地・空家を活用した「自力建用地」「復興公営住宅」の



- 凡 例**
- 行政界
 - 国道
 - 県道
 - 鉄道
 - 避難指示区域(3区分)
 - 道路改良(予定)
 - 津波浸水区域
 - 災害危険区域
 - 防災林
 - 災害記念公園
 - スポーツ、健康増進エリア
 - 太陽光発電施設用地
 - 防災集団移転先候補地
 - 墓地移転候補地

- 凡 例**
- 復興拠点の中心
 - 新たな住宅地整備候補地
 - 一時滞在施設候補地
 - 交流施設候補地
 - 雇用創出エリア
 - 主要道路ネットワーク

既存施設・交流施設を
活用すること



市民生活を支
 援・ボランティア
 活動を確保
 避難拠点を整備
 自宅での住宅再
 建確保

「復興拠点の中心」との近
 接性等に配慮した新たな住
 宅地整備による「自力での
 住宅再建用地」「復興公営
 住宅」の確保を検討

北棚塩地区
 ・原子力発電以外の電源立
 地やその他の大型プロ
 ジェクトに活用を要請
 ・廃炉関係企業等の誘致を
 検討

避難指示解除
 準備区域

新たな住宅地
 整備候補地

新たな住宅地
 整備候補地

防災集団移転
 先候補地

浪江町役場

浪江東中学校
 新たな住宅地
 整備候補地

防災集団移転
 先候補地

災害廃棄物
 仮置場予定地

仮設
 処理施設
 予定地

災害記念公園
 スポーツ、健康増進エリア
 雇用創出エリア

墓地移転
 候補地

防災集団移転
 先候補地

災害廃棄物
 仮置場予定地

を一時滞在施設
 として活用す
 を検討

帰還開始時には避難指示解除準備区域
 において、
 「自宅での生活」
 「自宅以外で自力での住宅再建による生活」
 も始まります。



復興まちづくり方針



※詳細は、「復興まちづくり計画」中間とりまとめ本編をご覧ください。

① 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成29年3月までに準備するもの）

H29.3 H33.3

	項目	年度					実施主体	取組内容（詳細）		
		H25	H26	H27	H28	～H32				
インフラの復旧	常磐自動車道	工事					東日本高速道路	浪江IC以北はH26年度内に、以南はH26年度から大きく遅れることなく開通される予定		
	国道114号	除染・復旧工事					国・県	H26年度内に全線除染を行う。JR陸橋はH28年度中、権現堂内の拡幅工事は、第一工区はH26年度に舗装工事、第二工区はH27年度以降に着手予定		
	その他の道路	【新設道路】設計・工事					県・町	H27年度完了に向け、順次復旧工事を進める。浜街道未整備区間等の改良はH28年度完了を目指す		
	既設上水道・下水道の復旧	復旧工事					町水道事業者	H27年度完了に向け、順次復旧工事を進める（消火栓などの防火用水は優先的に整備します。）		
	汚泥処理施設の復旧	復旧工事					町広域圏組合	H28年度の復旧完了をめざし、H26年度から復旧工事を行う		
	電気・電話・通信の復旧	避難指示解除準備区域の復旧					事業者	事業者の協力を得ながら復旧を進め、H28年度までには避難指示解除準備区域内の完全復旧を目指す		
	ごみ・し尿処理施設の復旧	復旧工事					広域圏組合	H26年度の復旧完了をめざし、復旧工事を行う		
防災対策	地域防災計画の見直し	計画					町	避難指示解除までに浪江町地域防災計画の見直しを行う		
	防災施設整備	計画・設計・工事						順次工事	避難指示解除までに、防災計画を踏まえ、緊急時の物資備蓄倉庫などの防災拠点を整備	
	避難システム確立	計画・システム確立						順次確立	避難指示解除までに、災害時要援護者の避難手段の確保を含めた避難システムの確立を図る	
	ハザードマップの整備	検討・整備							避難指示解除までに、防災計画を踏まえ、ハザードマップの整備を行う	
	避難所・避難道の確保	計画・確保						順次確保	避難指示解除までに、防災計画に基づき、避難所や避難道を整備する	
	原子力災害発生時の防災計画作成	計画・整備							廃炉作業のリスクに応じた防災計画を帰還開始までに作成する	
交通手段	町内での移動手段	確保に向けた調整					順次確保	町	「ぐるりんこ」や町営バスなどの再開による、町内・町外との移動手段の確保を関係者とともに進める	
	町外への移動手段	要請					順次確保			民間事業者
	JR常磐線復旧	要請								事業者
公共施設の復旧・整備	役場	再開済					町・県 広域圏組合	H25年4月から、復旧関連職員を中心に業務再開		
	警察署	常駐						H26年4月から、元の浪江分庁舎に常駐		
	消防署	常駐済						消防署庁舎が復旧するまでの間、サンシャイン浪江へ一時移転		
	ボランティア拠点の整備	検討・整備						順次整備	町社会福祉協議会	受入体制を整備するとともに、役場周辺にある既存施設を拠点として活用

凡例 : 取組み実施帰還（矢印の先端が完了時期を示します）
 : 継続的な取組み実施期間

	項目	年度					実施主体	取組内容（詳細）
		H25	H26	H27	H28	～H32		
住宅の確保	自宅の補修支援		検討・支援策確保			支援継続	町	自宅での生活を再開する方への自宅補修等に係る支援を検討
	解体除染制度創設の要請		要請・解体除染					所有者の意向により解体除染の手法が選択できるよう、国に要請
	民間賃貸住宅による住宅の確保		事業者への要請・確保			順次確保	町 民間事業者	民間賃貸住宅による住宅の確保を事業者に要請
	自力での住宅確保支援		要請・支援					既存中心市街地の空き地の活用、民間事業者との連携による新たな住宅地確保、防災集団移転促進事業、住宅再建支援制度創設等を推進
	復興公営住宅の整備		計画・設計・建設			順次建設	町	町内で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて復興公営住宅を整備
生活環境の確保	教育施設		検討			順次確保	町	子どもの帰還に合わせた再開を目指す（浪江小・幾世橋小・浪江東中の校舎利用を検討）
	町営診療所や民間医療施設の設置	仮設診療所 開設済	計画・要請			順次確保		避難指示解除に合わせて町営診療所の開設や民間医療施設の再開・設置を推進
	介護・福祉等の一体型センター拠点整備		計画・設計・建設					既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点を整備
	移動販売・簡易店舗の確保		要請				町 県・ 広域圏組合・ 民間事業者	帰還開始前の買い物は、移動販売車や簡易店舗により対応
	仮設商店街の整備・既存店舗再開支援		検討・支援・整備			順次確保		帰還開始時には仮設商店街や既存店舗の再開を支援し機能を確認
	放射線対策の充実		検討・準備			継続実施		放射線による健康被害の未然防止、健康不安軽減のための検査体制や相談機会の充実を図る
	防犯・防火活動の実施		要請・実施					警察署・消防署と協力した見回り強化、消火栓や防火水槽の整備により避難中の消防水利確保
つなごりの場の整備	交流施設の確保	貴布祢	利用拡大・他の施設確保検討				町	一時帰宅の休憩所について、利用者の声を踏まえ利用拡大を検討
	一時滞在施設の確保		要請・整備			順次確保	町 民間事業者	帰還準備のための滞在が可能となった場合、町内で滞在できる施設の整備を行う
	文化財の保存	仮保管	保存推進				町	文化財保護団体との連携により残された文化財の保存を推進
	生涯学習の機会創出		検討			機会創出		帰還後に町内に住む方のあらゆる活動の場が確保できるよう機会の創出を図る
雇用の場の確保	事業所の再開支援		再開支援			支援継続	町 民間事業者	帰町して事業を再開する事業所の支援制度について国・県へ要望
	農林水産業の再開		再開準備推進			取組み継続		事業再開に向け、従事者を中心に再開準備を推進
	請戸漁港の復旧		復旧工事				県	漁港はH27年度に復旧される見込み。再開にあたり新しい水産業の在り方を検討
復興拠点の整備	双葉郡北部の復興拠点整備		要請・整備			順次整備	町 民間事業者	双葉郡北部の復旧・復興に向けた拠点としての機能整備を図る
	廃炉研究拠点・作業員拠点誘致		要請・整備			順次整備		原発廃炉に向けた研究・作業拠点の滞在施設等を有する拠点として整備を図る
	作業員宿泊施設確保		要請・確保			順次確保		復興を加速させるために、作業員の滞在施設の整備について、事業者によるホテル等再開を支援
津波被災地の復興	共同墓地の整備	整備工事					町	H26年度中の完成をめざし、大平山の一部に共同墓地・慰霊碑の整備を図る
	防災集団移転・災害公営住宅整備	計画・設計・用地買収・整備						津波被災地から高台等への移転を進めるとともに、移転先で宅地造成や復興公営住宅の整備を図る
	津波被災地域の土地利用	西側：【太陽光発電事業】要請・準備 東側：災害廃棄物仮置き場・海岸防災林				順次整備 災害記念公園等	国 町 民間事業者	浜街道西側の農地で太陽光発電事業を検討。浜街道東側は防災林、災害記念公園や健康増進エリアとして整備を図る

※詳細は、「復興まちづくり計画」中間とりまとめ本編をご覧ください。



②避難指示解除後のまちづくり方針（平成29年3月以降の取組み）

項目	取組内容	実施主体	取組内容（詳細）
居住地の拡大	除染の進捗等に合わせた居住地域・生活関連サービスの拡大	町 民間事業者	除染の進捗等に合わせ、居住環境や生活関連サービスを確保する地域を順次拡大する
	新たな住民の受け入れ検討		町民だけでなく、近隣市町村の被災者の受け入れや新たな住民を確保するための居住地域を検討する
生活環境の充実	交流・健康増進機能の充実	町 民間事業者	町内生活者の増加に合わせて、交流・健康増進に係る施設や取組みの充実を図る
	介護・福祉施設の充実		高齢者も安心して暮らせるよう、介護・福祉施設等の充実を図る
	余暇活動の場確保		若者や町民以外の人々を呼び込むために、町内での余暇活動を充実させる場の確保を検討
	広域的な視点での生活環境確保		相双地域での連携など、広域的な視点での生活環境確保を検討
	既存中心市街地の再生		魅力ある中心市街地づくりについて、住民・権利者・関係者等との協議を進める
教育環境の整備	教育環境の充実	町	子どもの声の聞こえるまちを目指すため、教育環境の充実を図る
	生涯学習環境の確保		いきがいのある生活を送るとともに、復興の役割を担い浪江を支えていくために、教育機関等と連携した生涯学習環境を確保する
伝統文化の保護等	伝統文化・震災継承体制と施設整備	町	伝統文化の保護・継承や震災の記憶を次代に伝えるための体制と施設を整備
浪江のPR・発信機能の確保	宿泊施設の再開支援	町 民間事業者	観光客や視察者等のより多くの人を町に呼び込むために、既存宿泊施設の再開を促進する
	地場産業等PR・発信の場確保		地場産業・なみえ焼きそば等をPR・発信するための場の確保を検討
	復興状況のPR・発信	町	町外で生活を続ける浪江町民に対し、町の復興状況をお知らせするとともに、視察者やIターン希望者向けに町のPR・情報発信を行う
産業の再生・創出	農林漁業の再生	町 民間事業者	漁業心化事業関連産業や施設型農業産業、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化への転換により生産品のブランド化や雇用の拡大を図るなど、町全体の産業活性化への取組みについて検討する
	既存産業の再開支援		既存産業の再開支援を行い、雇用創出を図る
	新たな産業の誘致・創出		バイオマスエネルギー産業、先進医療・放射線医療の研究機関など新たな産業の誘致・創出による雇用の確保を図る
自然環境の再生・自然と調和したまちの実現	山林等の除染促進の要請・取組み支援	国 町	自然環境を放射能汚染から再生し、次代に引き継ぐため、森林や河川除染の早期実現を国に働きかける
	再生可能エネルギーの導入	町 民間事業者	再生可能エネルギーの積極的な導入を図る
	緑化の推進	町 民間事業者・町民	自然と調和したまちの実現を図るため、協働による緑化を推進する

復興まちづくり計画の実現に向けて



この計画を早期に実現するため、次に掲げる課題を解決しながら進めていきます。

安心安全の確保に向けた除染の推進

- ・安心できる生活圏形成のため、除染作業の早急な進捗や森林・河川の除染を国等へより強い要請をしていきます
- ・除染作業を請け負った業者に説明会の開催、町民の立会の機会等を求めます
- ・除染の進捗状況を随時お知らせしていきます
- ・除染廃棄物の運搬に際して、安全や公害の防止を求めます

復興まちづくり計画の推進

- ・町民、町民団体、民間事業者、関係機関など様々な実施主体がそれぞれ主体性を持ってまちづくりを実行していきます
- ・個別課題の解決に向け、関係者・専門家等との協力のもと取り組みます
- ・推進体制の検証や計画の進行管理を行います

生活関連サービスの担い手確保

- ・高齢化社会のモデル地区として、国・県等へ支援策を求めています
- ・町内でサービスの確保が困難な場合には、近隣市町村との連携により確保します
- ・高齢の方でも復興の担い手として元気に活躍できる環境をつくります

既存中心市街地の再生に向けた取り組み着手

- ・既存中心市街地の建物被害調査実施及び所有者の利用意向把握により、空き家・空き地の発生量・位置を把握します
- ・解体による除染手法の導入を国に要望します
- ・有効な土地利用等について、住民・権利者・関係者等との協議のもと、整備方針を決定していきます

復興まちづくりに適応した制度創設

- ・復興まちづくりを実現するため、特区制度など既存の制度を最大限活用していきます
- ・既存の制度等で対応できない場合、新たな制度創設を国等へ求めています

～ふるさと再生に向けた歩み～



新町通りの様子(左:平成23年8月、右:平成26年3月)



酒田地区除染作業の様子(左:田畑の除染、右:酒田町営住宅の除染)



請戸地区の様子(左:漁港の復旧作業、右:電柱の復旧状況)

浪江町復興まちづくり計画 概要版

平成26年3月発行

浪江町